

アユタヤ時代後期からラタナコーシン朝ラーマ一世王時代における地方管轄部局について

On the Departments in Charge of the Provincial Administration from the Late Ayutthaya Period to the Reign of King Rama I of the Rattanakosin Dynasty

川口洋史

Hiroshi Kawaguchi

はじめに

14世紀半ばから18世紀半ばまでシャム（タイ）に栄えたアユタヤ王国の中央行政組織については、一般に以下のごとく理解されてきた。

1351年に成立したアユタヤ王国は、当初ムアン（首都）、ワン（宮内）、クラン（大蔵）、ナー（農務）という4人の大臣がそれぞれ首都行政、宮廷業務、財務、農政を司っていた。建国から約1世紀がたつと、トライローカナート王（在位1448-88年）が新たにマハータイとカラーホームの2部局を創設するとともに、人口を文民（phonlarüan）と兵士（thahān）に分け、前者をマハータイの長であるサムハナーヨック（民部大臣）に、後者をカラーホームの長であるサムハプラカラーホーム（兵部大臣）に管掌させた。この改革によって、中央政府の主要組織はクロム・マハータイ（民部省）、クロム・（プラ）カラーホーム（兵部省）、クロム・ムアン（クロム・ナコンバーン、首都省）、クロム・ワン（宮内省）、クロム・プラ克蘭（大蔵省）、クロム・ナー（農務省）の6部局となった。

しかしアユタヤ時代後期（1569-1767年）のいずれかの時点で職掌が変化した。マハータイが文民・兵士の区別なく、首都アユタヤから見て北部¹の地方統治を、同様にカラーホームが南部の地方統治を管轄するようになったの

である。

さらにその後、あるサムハプラカラーホームが過失を犯したため、アユタヤ王はカラーホーム管下にある南部をプラクランの長コーサーティボーディー（大蔵大臣）の管轄に移した。

1767年にアユタヤは隣国コンバウン朝ビルマに滅ぼされた。トンブリー朝（1767-82年）を経て、1782年にラーマー一世王（在位1782-1809年）が即位し、ラタナコーシン朝を開くと、プラクランに移されていた地域の一部をカラーホームの管下に戻した。これによって、マハータイがタイ北部、中部、東北部の一部を、カラーホームがタイ南部（マレー半島）を、プラクランがシャム湾の北部沿岸地域の統治を担当するようになった。このような地方統治の3分割は19世紀末に地方行政が近代化されるまで続いた [Damrongrāchānuphāp 1991 (1927); Wales 1965 (1934): 69-134]。

以上のような通説的理解のうち、いつマハータイが北部を、カラーホームが南部を管轄するようになったのか、そしていつカラーホームからプラクランのもとに所管地域が移されたのか、という点について、史料の不足ゆえに様々な見解が提示されてきた。本稿の目的はこの問題について、同時代史料に根拠があり、したがってもっとも妥当であろう理解を提示することである。なお、本稿の目指すところは、あくまでどの部局がいつ地方統治に関与したのかを考証することのみである。これはアユタヤの制度史や政治史を理解するうえで避けては通れない問題である一方で、地方を管轄する部局が変化した事実のもつ意味、変化の原因、地方統治の実態などはすべて今後の課題であり、本稿では言及しない。

1 先行研究

本章では上記の問題についての先行研究をまとめておく。もとより本問題についての専論はブッサコーンの論文 [Busakorn 1973] しかなく、多くは制度史研究や政治史研究のなかで触れられてきたにとどまる。それらが依拠した根拠については、次章で検討する。また制度が変化した時期に論及しな

い研究には触れない。

南北分割の時期について初めて明確に時期を指摘したのは、管見の限りではダムロン親王である。親王はペートラーチャー時代（1688－1703年）に反乱—明言していないが1691年のナコーンシータンマラートの反乱であろう—に対応するために、初めて南北の地方統治をマハータイとカラーホームに分掌させたという。他方でカラーホームからプラクランに所管地域が移った時期は不明とした〔Damrongrāchānuphāp 1991(1927): 86-87〕。

ウェールズはダムロン親王の見解を引き継いでいる。1691年にナコーンシータンマラートが反乱を起こした際に、文民・兵士に分かれていた人民を一括して動員できるように、カラーホームが南方地域を管轄するようになった。プラクランへの移管時期を不明とするのもダムロンと変わらない²。

ウェールズが根拠としたのは、ラタナコーシン朝に入って1805年に一世王が編纂させた『三印法典』に収録されている「官印法（Phra thammanūn）」である〔Kotmāi trā sām duan, vol. 1. 1994: 173-178〕。この法律はマハータイ、カラーホーム、プラクランが地方統治を三分することが規定されている³。次章で見ると、この「官印法」には年号に問題がある。そのためこの法律の制定年が地方統治制度の変化を明らかにする鍵になると考えられてきた。しかしウェールズは1691年の根拠として「官印法」を挙げながら、別所ではその制定年を1635年と主張している〔Wales 1965(1934): 83〕。

その後、1970年頃から、シャム(タイ)前近代史研究の進展とともに、様々な見解が示された。

アキンは後期アユタヤのいずれかの時点でマハータイとカラーホームが北部と南部の統治を担当するようになったのち、「官印法」の制定年を1743年と捉えて、そのときにプラクランを加えた3部局が地方統治を分掌したと主張した〔Akin 1969: 28, n. 66〕。この場合、カラーホームからプラクランへ南部を移管したという『ラタナコーシン朝年代記』の記述（後述）を事実と認めないことになる。

一方で、ブッサコーンはカラーホームが地方を管下に置いたのは1688年よ

りも前であると主張した。さらに「官印法」が1635年か、少なくともプラーサートーン時代に制定されたものと考え、南北分掌がその時期に始まった可能性を示唆した。一方で、カラーホームからプラクランへの移管時期についてはポーロマコート王時代（1733-58年）初期に比定した。ときのサムハブラカラーホーム、プラヤー・ラーチャソクラームがポーロマコート王と対立していた一方で、王はコーサーティボーディーのチャオプラヤー・チャムナンポーリラックに厚い信頼を寄せていたことがその根拠である [Busakorn 1972: 235-249; 1973]。

ワイアットの標準的なタイ史概説書はブッサコーンの説に依拠しているものと考えられる。彼はプラーサートーン王が官僚の権力を削減するために、南北の地方統治を分割したと明言した⁴。プラクランについても、ブッサコーン説と同様である [Wyatt 1984: 108, 128-29; 2003: 94-95, 111]。スカンヤーもこれらと見解を等しくしている [Sukanyā 1982: 23-29]。

同時に、新たな史料の根拠を挙げる研究も現れた。ニティはジェルヴェーズの著作を根拠に、カラーホームからプラクランへの南方地域移管をナーラーイ王時代（1656-88年）に起こったとする [Nithi 2006(1980): 94]。

一方で、アキンのように、3部局が地方を三分する「官印法」の規定をそのまま受け入れる研究者もいた。ティーラワットは「官印法」の制定年を1633年と捉え、そのときにマハタイ、カラーホーム、プラクランが地方統治を分割したことを示した。この場合、通説的理解とは異なり、いきなり地方が3分割されたことになる。ただし西洋史料による裏付けがないことは明記している。その後、ナーラーイ王時代にカラーホーム支配下の一部地域がプラクランに移管された。その根拠はやはりジェルヴェーズである [Dhiravat 1984: 58-60]。

さらに、南北分割をプラーサートーン王時代よりも古く捉える研究者もいる。プーンシーはカラーホームが地方を統治するようになったのは「官印法」が制定されるよりも早いはずであり、エーカートサロット王の治世(1605-10年)であろうと主張した。一方で、プラクランについてはブッサコーン

にしたがっている [Phūnsī 1984: 164-181, 210-247]。

より時代を遡らせたのはスッパターも同様である。氏はアユタヤの再独立後、つまりナレースアン時代（1590–1605年）に南部がカラーホームの管下に編入され、ナーラーイ王時代にプラクランに移管されたと論じた [Supphatharā 1986: 6]。

さらに古い時代を取るのはブリーゼールである。氏は1460年代にテナッセリムがアユタヤの支配下に組み込まれると、それから2世紀に渡ってカラーホームが同地を管轄したという。氏の論文はプラクランを研究対象としているため、多くを論じているわけではないが、少なくとも1460年代までにはカラーホームが南方の地方行政に関与するようになっていたことになる。一方で、少なくとも1699年より前にプラクランはカラーホームから南部統治を引き継いだと主張している [Breazeale 1999: 15, 52, n. 1]。

ウィナイはカラーホームが南方を統治するようになった時期は不明だが、カラーホームからプラクランに統治権を移管したのはプラーサートトーン王であった可能性を指摘した [Winai 2004: 266, 269]。プラクランについては、先行研究の中でもっとも古い時代設定である。

そのほかの研究は以上の所説の組み合わせである。スターはカラーホームについてはダムロンとウェールズの説を取り、プラクランについてはブッサコーン説に依拠した [Sudā 1984: 23-33]。マーノップも同様である [Mānop 2004(1993): 110-116]。

このように様々な説が提示されてきた。以上の諸説をまとめたのが表1である。マハータイとカラーホームが北部と南部をそれぞれ管轄し始めた時期として主張されてきたのは、1460年代より前、ナレースアン時代にアユタヤが再独立したとき、エーカートッサロット時代、プラーサートトーン時代、1688年より前、ペートルチャー時代の1691年である。

一方、カラーホームからプラクランに南部が移管された時期は、プラーサートトーン時代、ナーラーイ時代、1699年よりも前、ボーロマコート時代が提示されてきた。

表1 地方管轄部局の変遷に関する先行研究

典拠	カラーホームが南部を管轄するようになった時期	プラクランがカラーホームから南部を移管された時期
Damrongrāchānuphāp 1991 (1927): 86-87	ペートルチャー王時代 (1688-1703年)	不明
Wales 1965 (1934): 86-87, 113-114	1691年	不明
Akin 1969: 28, n. 66	後期アユタヤ時代 (1569-1767年)	1743年にマハータイ、カラーホーム、プラクランが地方統治を三分
Busakorn 1972: 235-249; 1973	1688年より前。1635年か、少なくともブラーサートトーン王時代 (1629-56年) の可能性。	ポーロマコート王時代 (1733-58年)
Nithi 2006 (1980): 94	言及なし	ナーラーイ王時代 (1656-88年)
Sukanyā 1982: 23-29	ブラーサートトーン王時代	ポーロマコート王時代
Phūnsī 1984: 164-181, 210-247	エーカートツサロット王時代 (1605-1605年)	ポーロマコート王時代
Sudā 1984: 23-33	1691年	ポーロマコート王時代
Wyatt 1984: 108, 128-29; 2003: 94-95, 111	ブラーサートトーン王時代	ポーロマコート王時代
Dhiravat 1984: 58-60	1633年にマハータイ、カラーホーム、プラクランが地方統治を三分。	1633年にプラクランが7地方を管轄。ナーラーイ王時代にカラーホーム支配下のいくつかの地域を加増された。
Supphatharā 1986: 6	アユタヤ再独立後のナレスアン時代 (1590-1605年)	ナーラーイ王時代
Mānop 2004 (1993): 110-116	ペートルチャー王時代	ポーロマコート王時代
Breazeale 1999: 15, 52, n. 1	テナッセリムは1460年代から2世紀のあいだカラーホームの支配下。	1699年より前
Winai 2004: 266, 269	不明	ブラーサートトーン王時代

したがって、ブラーサートトーン時代にはカラーホームが地方統治に関わり始めたかもしれない一方で、すでにプラクランへの南部移管が完了してい

た可能性もあることになる。ナーラーイ王時代にはこの地方統治の展開が終わっていた可能性もあれば、まだ始まっていなかったのかもしれない。

そのほか、「官印法」を無批判に受け入れて、1633年もしくは1743年には3部局が地方統治を分掌していたとする立場もある。この場合、ラタナコーシン朝より前に、地方統治の3分割がすでに存在したことになる。

このように、行政のごく基礎的な事実すら現段階では何も確定できていないに等しいのである。さらに、以上のような諸説をすべて否定する見解も現れている。ヴィカリーはこの地方管轄の歴史はラーマー一世王が捏造したものであって、何ら歴史的事実を反映していないと主張した [Vickery 1996: 182-189]。

2 カラーホームが南部を管轄した時期について

かくのごとく諸説紛々たるのは、同時代史料が乏しいゆえの一言に尽きる。ここからはそのわずかな史料にもとづいて、先行研究の見解を再検討していこう。まずはカラーホームである⁵。

プラーサートトーン王の治世にあたる1633年から41年に、シヤムに滞在したオランダ東インド会社のファン・フリートは、1637年から翌年に執筆した『シヤム王国記』において、

陸軍および水軍すべての軍隊の将軍であり、地方および各都市の諸問題を管轄する長官であるオヤ・シクリ [Vliet 1910(1692): 27-28; フリート1988(1692): 123]

と述べている。「オヤ・シクリ」とはオークヤー・チャクリーを指す。オークヤーが官等で、チャクリーはマハータイ大臣（サムハナーヨック）に与えられる名（欽賜名）である。『シヤム王国記』の別所には、

オヤ・シクリは政治、軍事、宗教、および市民の問題に関する総督である。オヤ・カラホムは象、徒歩、および騎馬の軍隊の司令官である [Vliet 1910(1692): 59; フリート1988(1692): 159-160]。

とある。オヤ・カラホムとはオークヤー・カラーホームであり、サムハプラカラーホームを指す。

『シアム王国記』から、地方行政は基本的にオークヤー・チャクリーの職掌であり、オークヤー・カラーホームは象、徒歩、騎馬の軍を率いる司令官であったことがわかる。ここからプラーサートーン時代以前にカラーホームが南部を所管したとする諸説には説得力がない。

ブッサコーンは1805年に編纂された『三印法典』の「官印法」を根拠に、1635年の可能性を指摘する。ワイアットは根拠を示していないが、「官印法」に基づいているのは明白である [Vickery 1996: 209, n. 183]。「官印法」の後半部分は、官僚が持つ印章とその印章をいかなるときに用いるのかを規定した法律である。そこではサムハナーヨックが北部を、サムハプラカラーホームが南部を、プラ克蘭が沿岸部を統治することが規定されており、地方分割の根拠にされてきた。

しかしその年号が問題である。テキストに記された年号は1555年亥年であるが、それがいかなる暦法に基づくものなのか議論されてきた。大暦 (Mahāsakkarāt) では十二支と2年合わないの、一の位の5を7の誤記と見なし、大暦1557年亥年、つまり西暦1635年とダムロンは考えた [Phrarāṭchaphongsāwadān chabap phrarāṭchahatthalēkhā, vol. 1. 2005(1912): 345]。一方で、チュラーマニー暦という、『三印法典』における年号と十二支とのズレを解消するために考案された暦法を用いれば、「官印法」の1555年は1743年となる⁶。さらに別の立場として、ヴィカリーは年号と十二支のズレをプラーサートーン時代の特徴であったことを明らかにし、「官印法」の年号をそのまま大暦と見なして1633年に比定した⁷。

しかし、年号をどう捉えるにせよ、ヴィカリーが指摘し、また後述するように、「官印法」の該当部分は『三印法典』が編纂された1805年の制度に合わせて改訂されているため、その記述を根拠に地方管轄の歴史を考察するのは危険である。いずれにしても、『シアム王国記』にオークヤー・カラーホームは軍司令官であるとしか記されていない以上、1635年ないし1633年説には従

えない。

ブッサコーンは少なくとも1688年より前にはカラーホームが南方を統治していたとする。その根拠は『アユタヤ朝年代記』⁸の大英博物館本（1807年成立）、パラマーヌチット本（1807年以降成立⁹）、宸筆本（1855年成立）の小暦1048（1686/7）年条に見える記述である。もっとも古い大英博物館本から和訳とテキストを提示しよう。

暦1048年寅年第8年に①チャイヤーの役人が政情をクロム・プラカラーホームに報告した。その文書には、「チャオパヤー・ナコーンシータンマラートが反乱を起こし城市を強化し、ひそかに人々と武器を多く集めており、西部のあらゆる地方国を攻撃するでしょう。すべての地方国を得てから、都に対して害をなしに行くでしょう。また、[逃げて] 行くことができたナコーンラーチャシーマーの [元] 国主ナーイ・サン・ヨマラートが配下どもを率いて行き、チャイヤー地方とナコーンシータンマラートが接する境界に駐留しています。反乱を企んで、さらにチャオパヤー・ナコーンシータンマラートに合流し、駐留してあらゆる [市] 外の人々をひそかに集めています。サン・ヨマラートの誘いに応じた者達は多いです」とあった。②そこでチャオパヤー・コーサーティボーディーはその政情を [ナーライ王に] 上奏してお知らせした¹⁰。

下線部 (1) にマレー半島に位置するチャイヤーを統治する国主 (cao müang) が、ナコーンシータンマラートが反乱を起こそうとしていることについて、クロム・プラカラーホームに文書で報告している。ブッサコーンはこれを根拠として、すでに南部はカラーホームの管轄下にあると考えたのである。しかし下線部 (2) に見えるように、そのことをナーライ王に報告したのはチャオパヤー（チャオプラヤー）・コーサーティボーディー、つまりプラ克蘭大臣である。この部分を退けて下線部 (1) を重視するにはそれなりの説明が必要であろう。

それよりも問題なのは、このような記述は大英博物館本よりも早く成立した『アユタヤ朝年代記』には見られないことである。1795年に編纂されたパン・チャンタヌマート本には、同箇所について、

暦1055年酉年第5年（1693/4年）、チャイヤーの役人が「ナイ・サン・ヨマラートとターオ・ソンカンダンが逃げ出してナコーンシータンマラートに来ており、ひそかにナコーンの市民を集めて反乱を企んでいます」と報告した。[王は]お知りになると¹¹、

とある。チャイヤーがクロム・プラカラーホームに文書を送ったことも、チャオプレーヤー・コーサーティボーディーがその内容を上奏したことも記されていない。それらは大英博物館本になって増広されたものなのである。チャイヤーからの報告内容もかなりの改訂が加えられている。むしろ先の下線部(1)は大英博物館本が編纂された1807年時点の制度が投影されているのではないか¹²。

もとより後代の史料ではなく同時代史料を重視すれば、ブッサコーン説は否定せざるをえない。1687年から88年にシャムに派遣されたフランス全権使節ド・ラ・ルーベールが1691年に出版した『シャム王国』には、

チャクリーは王国内務省を司どる。あらゆる地方の事務は彼に帰属している。知事は皆すみやかに彼に報告書を提出し、すみやかに彼から命令書を受け取る。彼は国政評議会の長である。

カラーホームは軍務省を司どる。彼は砦、武器、弾薬を管理する。彼は軍に関するあらゆる命令書を発給する。また、彼は当然その司令官である。国王が気に入ったものを司令官に指名するかもしれないが [La Loubère 1691: 270; 1986(1693): 89]。

とあって、依然としてマハータイの大臣チャクリーがすべての地方行政を担当していた一方で、カラーホームは軍務を司っていた。このように、1688年よりも前にカラーホームが南部の統治に関与したとする史料は得られない。

ダムロンやウェールズらが1691年からと主張するのは、実にこの『シャム王国』の記述があるがゆえである。彼らの方が後の研究よりも同時代史料に配慮していると言えよう。しかし1691年からカラーホームが南部を統治したこと自体に史料的根拠はなにもなく、憶測の域を出ない。以降もそれを裏付ける史料は現れない。

結局、筆者も含めて誰ひとりとしてアユタヤ後期にカラーホームが南部を統治していたことを示す同時代史料を見出だせていないのである。となれば、アユタヤ後期のあるときからカラーホームが南部を統治していたはずだという前提自体を疑わなければならない。

3 前提とされた史料とその信頼性

マハータイとカラーホームが北部と南部を管轄し、のちに南部はプラクランの下に移された。そもそもこの歴史を記した最古の史料は何なのであろうか。一般にそれは1868年にチャオプラヤー・ティッパーコーラウォンが編纂した『ラタナコーシン朝年代記』の一世王時代の冒頭、小暦1144年条、つまり王朝が開かれた1782年の記事 [Thipphākōrawong 1996: 13-14] とされる。そこでは、即位した一世王が建国に際して功績のあった臣下たちの論功行賞を行うとともに、各部局の管轄域を変更している。

ただし、年代記の該当部分には源泉資料が現存している。それはタイ国立図書館に保管されており、「小暦1144 (1782) 年における王族および官僚の叙任に関する協議書写し¹³⁾」と題された公文書史料である。以下では「協議書」と略す。当然、年代記よりもこちらを参照すべきである。必要なところを訳出しておこう。まず冒頭である。

小暦1144年寅年第4年閏8月黒分11日日曜日¹⁴⁾、[一世王は] 宮中の四面獅子座太陽天堂¹⁵⁾の上の謁見の間においでになり、勅命をもって獅子吼せられ、命じられるには、「[私は] 御幸して吉祥なる繁栄に登りつめ、灌頂を受けて王位に即き、[その] 公務を終えた。そこで親征に従い功績のあった王子王甥、官僚については、どのように功績に褒賞をあたえるべきであろうか。また以前からの国王の慣例では、①北部の一、二、三、四級の地方国はサムハナーヨックに所属し、②南部の一、二、三、四級の地方国はサムハプラカラーホームに所属していた。かつてサムハプラカラーホームは処罰を蒙ったので、③南部の地方国をクロマター (港務省=クロム・プラクラン) に所属させた。処罰から長く経過し、[そのときの] 王からも長く経過した。今、サムハプラカラーホームは功績があり、クロマターにも功績がある。南部の地方国を分けて一部を

カラーホームに属させ、一部をクロマターに残そう。(以下略)「官僚たちに」協議させて示させよ」と¹⁶。

下線部にあるごとく、かつて北部はサムハナーヨックの管下にあり、南部はサムハブラカラーホームの管下にあった。しかしあるとき後者が何らかの過失を犯したため、南部をクロマターに移した。クロマターとは港務省を意味し、プラ克蘭のなかの一部局であるとされることが多いが、少なくともラタナコーシン朝では両者は同一の部局の呼称と考えてよい¹⁷。今のサムハブラカラーホームにもクロマター大臣にも功績があるから、一世王はそれまでクロマターに属していた南部を一部カラーホームに再度移すと言う。

この記述が『ラタナコーシン朝年代記』に収録されたため、多くの研究者がそれを前提として議論してきたわけである。しかし前章で見たように、ついに下線部(2)を事実と見なすにたる史料は見つからなかった。

この「協議書」は一世王が論功行賞と上記の地方の管轄について問い、官僚たちがそれについて答申するというものである。その答申のうち、地方の管轄に関する部分を訳す。

[かつて] カラーホームに属していましたが、クロマターに移管された南部諸国につきましては、今カラーホームは功績がありますので、クロマターとマハータイに属する南部と西部の地方国を分割してカラーホームに移管するようにお願い申し上げます。
[カラーホームに移管する] クロマターの国は、ナコーンシータマラート1国、ソングラー1国、パッターン1国、タラーン1国、チャイヤー1国、プラティウ1国、チュンポーン1国、クローンワン1国、クイ1国、ブラーン1国、タナーワシー(テナッセリム)1国¹⁸、アンマリット(メルギ)1国¹⁹、[以上] 12国²⁰、[カラーホームに移管する] マハータイの国は、ベチャブリー1国、計13国です。

クロマター [の所管] に残す国は、ノンタブリー1国、サムットプラ [ー] カーン1国、サーコンブリー1国、チョン [ブリー] 1国、ラヨン1国、バーンラムン1国、チャンタブーン(チャンタブリー) 1国、トラート1国、[以上] 8国であり、マハータイからクロマターに移管する国は、サムットソングラーム1国、[クロマター所管の地方国は] 計9地方国です。

クロマターに属するカーン [チャナ] プリー1国、チャイヨーク (サイヨーク)²¹1国、およびクロム・カラーホームに属するチャチューンサオはクロム・マハータイに移管され、常に公務を行わせるのが、位階に対してふさわしく、公務が円滑に行われるでしょう。

ここから変更以前のクロマターと、変更後のクロマターおよびカラーホームの管轄域がわかる。一方でマハータイの管轄域については、そのすべてが記されているわけではない。

この答申は一世王の先の言辞と矛盾するところがある。一世王に従えば、かつてカラーホーム管下にあった地方国はクロマターに移管されたはずなのに、官僚の答申ではチャチューンサオがカラーホームの管下にある。これこそかつてカラーホームが南部を統治していた名残である、と主張できるのかもしれない。しかしチャチューンサオが王朝成立当初にカラーホーム管下にあったのが事実だとしても、それはチャチューンサオがトンプリー時代末期にカラーホームの管下にあったということを示すにすぎず、それをアユタヤ後期まで遡らせるには傍証が必要である。ましてやこれのみをもって、カラーホームがかつて南部すべてを統治していたと主張するのは強弁が過ぎるだろう。

もうひとつ、先行研究が史料として利用してきたのは「官印法」である。ここで「官印法」の信頼性を検討するために、「協議書」と「官印法」を比較してみよう。「協議書」の答申部分をまとめたのが表2と図1、2である。表2には「官印法」の記述も合わせて記載した。さらに1869年に成立した『ラタナコーシン朝年代記』の対応部分も付け加えた。ただしこれら2史料については、列挙されている地名のうち「協議書」に記されているもののみを表に記している。

「協議書」と「官印法」を比較すると、「官印法」にプラティウ、チョンブリー、サイヨークがなく、サムットソクラームがカラーホームではなくクロマター管下になっていることを除いて、「協議書」の変更後の所属と一致す

表2 1782年における管轄地方の変更

	「協議書」		『三印法典』 「官印法」	『ラタナコーシン朝年 代記』小暦1144年条	
	変更以前	変更以後		変更以前	変更以後
ナコーンシータマラート	▲	■	■	▲	■
ソクラー	▲	■	■	▲	■
パッタルン	▲	■	■	▲	■
タラーン	▲	■	■	▲	■
チャイヤー	▲	■	■	▲	■
ブラティウ	▲	■		▲	■
チュンポー	▲	■	■	▲	■
クローンワーン	▲	■	■	▲	■
クイ	▲	■	■	▲	■
プラーンブリー	▲	■	■	▲	■
タナーワシー (テナッセリム)	▲	■	■	▲	■
アンマリット (メルギ)	▲	■	■		
ノントブリー	▲	▲	▲	▲	▲
サムットブラーカーン	▲	▲	▲	▲	▲
サーコーンブリー (サムットサーコーン)	▲	▲	▲	▲	▲
チョンブリー	▲	▲		▲	▲
ラヨーン	▲	▲	▲	▲	▲
バーンラムン	▲	▲	▲	▲	▲
チャンタブーン	▲	▲	▲	▲	▲
トラート	▲	▲	▲	▲	▲
カーンチャナブリー	▲	●	●	▲	■
サイヨーク	▲	●		▲	■
ペチャブリー	●	■	■	●	■
サムットソクラーム	●	■	▲	●	▲
チャチューンサオ	■	●	●	■	●

注1 ●：クロム・マハータイ（民部省）所管、■：クロム・プラカラーホーム（兵部省）所管、▲：クロマター（港務省）所管を意味する。

注2 網掛けは「協議書」の変更後と異なることを示す。

注3 空欄は史料に記載のないことを意味する。



図2 「小暦1144 (1782) 年における王族および官僚の叙任に関する協議書写し」
に見える変更以後における3部局の管轄地方

注1 ●：クロム・マハータイ（民部省）所管、■：クロム・プラカラーホーム（兵部省）所管、▲：クロマター（港務省）所管を意味する。

る。一方、「協議書」に従えば、1782年以前にペチャブリーはマハータイに、チャチューンサオはカラーホームに所属していたはずである。しかし「官印法」ではそれぞれカラーホームとマハータイの管下にあり、「協議書」における変更後の所属先と一致する。これらから「官印法」の該当部分は1782年の変更を反映していると考えられる。

「官印法」においてサムットソクラームがクロマター管下にあるのは、『三印法典』が編纂された1805年までにカラーホームからクロマターに移されたためと思われる。もしくは一世王が官僚の答申に従わず、マハータイからカラーホームではなくクロマターに移したのであろう。後述するように、ヴィカリーは「協議書」を用いていないため、氏の検討は正確さを欠く。が、「官印法」の該当部分は『三印法典』が編纂された時点の地方行政の姿が投影されており、アユタヤ時代の史料としては価値がないという氏の主張[Vickery 1996: 189-190] 自体は妥当なのである。

さらに『ラタナコーシン朝年代記』も「協議書」と比較してみよう。年代記ではアンマリット（メルギ）がなく、カーンチャナブリーとサイヨークがマハータイではなくカラーホームに所属が変更されている。またサムットソクラームは「官印法」と同様にクロマター所属である。

カーンチャナブリーは少なくとも1821年までには、マハータイからカラーホームに移管されていた。サムハブラカラーホームからカーンチャナブリー国主に宛てた文書が発給されているためである [“Baibōk læ cotmāihēt müang kāncanaburī.” 1999: 192]。近隣のサイヨークも同様であろう。つまり、年代記の該当部分は「協議書」に依りつつも、その後の変化をも組み込んでいることがわかる。ゆえに、ヴィカリーは年代記の記述を1782年当時のものと見なしたが [Vickery 1996: 189]、正確ではない。

以上のように、通説の根拠とされてきた一世王の言辞のうち、下線部 (2) は史料による裏付けを欠いている。さらに「官印法」の当該部分はそのままアユタヤ時代の史料として用いることはできないことが明らかになった。

4 プラクランが南部を管轄した時期について

それではヴィカリーが言うように、「協議書」もしくは『ラタナコーシン朝年代記』に見える地方統治の展開は一世王が捏造した歴史であり、何ら事実を示していないのだろうか。

否である。実のところ、引用した一世王の言辞の下線部 (1) と (3)、そして官僚が答申した、変更以前の地方管轄については、一定の事実が含まれていると考えられる。つまり、後期アユタヤのある時点から、カラーホームを経ることなく、プラクラン (クロマター) が南部の統治に関与するようになったことが、いくつかの同時代史料から確認できるのである。

すでに引用した部分とも重複するが、ファン・フリートの『シラム王国記』には、

国王の歳入や財産を徴集するために、数名の役人が任命されている。かれらは年に一度、もしくは命令のあるたびごとに、その収支決算を陛下の [機密] 評議会の議長であるオヤ・アワン、王国の上席調達官オヤ・プレティブ、陸軍および水軍すべての軍隊の将軍であり、地方および各都市の諸問題を管轄する長官であるオヤ・シクリ、および国王の商館長にして国璽の保管者であり、また同国を訪れる外国人の監督官であるオヤ・ベルケランに対して提示しなければならない。この四人の人物はそれぞれ王国のほぼ四分の一 [の地域] から税を取り立て、またそこを統治しているのである [Vliet 1910(1692): 27-28; フリート1988(1692): 123]。

とある。オヤ・アワンとは宮内大臣オークヤー・ワン、オヤ・プレティブとは農務大臣オークヤー・ポンラテープ、オヤ・シクリはサムハナーヨックのオークヤー・チャクリー、オヤ・ベルケランは大蔵大臣オークヤー・プラクランである。この4名の大臣がそれぞれ王国の4分の1から税を徴収し、そこを統治しているという。つまりプラーサートーン時代にはプラクランが地方統治も管掌するようになっていたということになる。

しかし、この地方統治の4分割は、オークヤー・チャクリーが「地方および各都市の諸問題を管轄する」という記述と対立している。さらに他の同時代

史料によって裏付けを取れるわけではなく、事実と見なすには躊躇せざるを得ない。プラクランが担当していた地域も不明である。

下ってナーラーイ王時代、1683年から86年にシヤムに滞在したフランス人宣教師ジェルヴェーズが1688年に出版した『シヤム王国の自然と政治の歴史』には、オークヤー・チャクリーとオークヤー・プラクランについて、

国家の4人の大臣は、君主の権威のもとで彼らのあいだで統治を分割している。第1[の大臣]はチャクリーと呼ばれ、もっとも重要な事項を他者よりも優先的に知り、それらを国王に報告するのが彼である。① 地方知事はみな地方で起こったことの記録を彼に提出しなければならず、また彼の命令を実行する義務を負う。この大官は国王に照会せず、意のままに下すことのできる決裁を多く掌握し、かつ② 王国の最北の地方の行政官の地位をも委ねられているため、彼は自身を取り巻きで囲ませる権力と、人々のあいだで十分な信用を得て自身の利益を増やすためにそれを利用するための権力を持っている。(中略)

第2の国家の大臣はプラクラン、あるいはより一般的にはバルカロンと呼ばれる。彼は使節とすべての外務を司る。③ 彼はペップリーからテナッセリムまでのすべての沿岸部の一般行政の責任を負っているので、交易を監督し、王の蔵がよく修繕されているのを確実に維持するのが彼の仕事である [Gervaise 1688: 78-79; 1989 (1688): 68]。

とある。下線部 (1) にあるように、チャクリー、つまりサムハナーヨックがすべての地方知事との連絡を担当していた。この点はド・ラ・ルーベールの『シヤム王国』と同様である。一方で、やや曖昧ながらチャクリーは「王国の最北の地方の行政官」でもあったとある(下線部 (2))。ここにはじめてサムハナーヨックと北部とのつながりが史料によって確認できた。

さらに重要なのはプラクランである。下線部 (3) に見えるように、ペップリー(ペチャブリー)からテナッセリムまでの沿岸地方の行政を担当していたと記されている。ニティらは、ナーラーイ王時代にプラクランにカラーホームから南部の統治権が移管されたと主張したが、実にその根拠は上記引用なのである。ただしカラーホームから移管されたなどは本書にも記載されていない。この史料においてもオークヤー・カラーホームは軍の総司令官

なのである [Gervaise 1688: 80-81; 1989(1688): 69]。

ただしペチャブリーについては問題が残る。「協議書」ではマハータイ所属にあったからである。そのため、ペチャブリーは17世紀末以後にプラクランからマハータイに移されたか、ジェルヴェーズが誤っているかのどちらかであろう。

もうひとつ本書で興味深いのは、宮内大臣オークヤー・ワンである。

オー [ク] ヤー・ワン (Oya Vang) は第4の国家の大臣であり、その官職はフランスにおいて大邸大家令 (Grand-Maître de la Maison du Roy) と呼んでいるものである。彼はすべての国王の人員だけでなく、宮廷の婦人と国家によって扶助される官吏すべてのために必要な支出のすべてを支払うことを担当している。この官職をより重要にするために、国王はそれにペブリーからカンボジアのあいだの沿岸すべての行政の担当を付け加えている [Gervaise 1688: 81; 1989(1688): 69]。

とあり、王は彼にペチャブリー(ペブリー)からカンボジアに至る沿岸部の行政をも担当させたという。チャクリー、プラクラン、ワンによる地方行政の3分割は、ファン・フリートの言う4分割に近いものがある。両者は連続するものなのだろうか。とすればプラクランが地方統治を担当するようになったのはプラーサートーン時代まで遡ることになる。それとも、ニティらのように、オークヤー・ワンに地方行政を担当させた「国王」をナーラーイ王と考える [Cf. Nithi 2006(1980): 94; Dhiravat 1984: 58-60; Supphatharā 1986: 6]、ファン・フリートの記述とは別個に理解すべきなのだろうか。現段階では何も言えない。なお、オークヤー・ワンによる地方統治はこれ以降史料に現れない。

いずれにしても、正確な時期や地域を特定するのは不可能だが、17世紀末までにはプラクランがマレー半島沿岸の地方統治に関与していたとは言えそうである。というのも、1699年のフランス人宣教師の文書に、Oya Pipat がメルギに派遣された新知事とテナッセリム知事に、防備を強化すべきことなどを伝える文書を起草している様子が描かれているためである [Launay (ed),

vol. 2. 1920: 25]。ブリーゼールが指摘したように [Breazeale 1999: 52, n.1]、この Oya Pipat とはプラクランの次官 (palat thūnchalōng) オークヤー・ピパットコーサーである。したがってこのときまでにメルギとテナッセリムはプラクランの指揮のもとにあったことになる。

18世紀に入るとタイ語史料からも根拠が得られるようになる。1727年にターイサ王が地方行政について定めた制書 (kot) には、

いずれかの者が発給して事案を伝える [文書の] 印章が、この勅令と官印法に合致しないのであれば、[地方国主らにあっては、文書を持ってきた者を] 送らせてはならず、マハータイに宛てて、書簡にて上申し、その印章 [の付された文書] を持ってきた者の身柄を送らせよ [Sinlapākōn (ed.) 1964: 21]。

とあって、地方国主はマハータイに文書を提出するように定められている。この史料には地方からの文書の提出先として、マハータイが5箇所、都 (krung) が2箇所、中央政府の高官団を意味する「議政堂の閣僚 (lūkkhun sālā)²²」が1箇所に挙げられている²³。

一方で同史料には、

また、もし獅子印 (trā phrarātchasi) [を捺した文書] やコーサーティボーディーの印 [を捺した文書] が国主や代官、役人に来たならば、[その内容が] 戦争や都を栄えさせる公務についてであれ、ご聖慮にかなった務めについてであれ、城壁や陣地・堀を造営させて町を防衛することについてであれ、国主と代官、役人に [いちいち] 返信させてはならず、来た印章 [が捺された文書] の通りに承らせて行わせよ²⁴。

ともあって、獅子印、つまりサムハナーヨックの印章を捺した文書やコーサーティボーディー (大蔵大臣) の印章を捺した文書が地方官に届いた場合の処置について定められている。これらから、基本的にマハータイが地方行政を担当していたが、一部プラクランも関与していたことが読み取れる。これはジェルヴェーズの記述に近い。

ブッサコーンはカラーホームからプラクランへの南部移管の時期をボーロ

マコート時代と主張し、それは有力な説となったが、上記のごとく、それ以前からプラクランは地方統治に関与していたと考えざるをえない。ただし時のコーサーティボーディーであるチャオプラヤー・チャムナーンボーリラックが王の絶大な信頼を得ていたために、プラクランの管轄域が拡大した可能性はあろう。

1743年には、南部の重要都市ナコーンシータンマラートがコーサーティボーディーの命令権の下にあったことが同時代史料から確認できる。ポーロマコート王が官僚たちにナコーンシータンマラートに赴いてその国主の任命式を執り行う旨を命じた制書のなかで、任命式が終わったのち、官僚たちは、

[新国主の] チャオプラヤー・ナコーンに告げて、慣例にしたがって勅命にお答え申し上げる書簡を作成させ、印を捺させ、紙と臘脂で [書簡を入れた] 筒の口を封じさせ、またコーサーティボーディー閣下に差し上げる書簡を [作成させよ]。そして勅命にお答えするための贈り物とコーサーティボーディー閣下にお答えする品物 (中略) を用意させよ [“Rüang tang caophrayā nakhōn sīthammarāt.” 1961: 8]。

とある。

プラクランの統治はその後も続く。アユタヤが滅亡したのち、トンブリー朝の1776年にもナコーンシータンマラート国主を任命する際に同様の制書が発給された。その文書の草案を読み上げて、タークシン王に決裁を求めたのもプラクランの官僚であった [“Rüang tang caophrayā nakhōn sīthammarāt.” 1961: 25]。

以上の連続線上に「協議書」の官僚の答申に見える、変更以前の管轄域が位置づけられよう。つまり1782年にラタナコーン朝が開かれた時点で、南部は基本的にプラクランに所属していた可能性が高いのである。

1782年までにカラーホームが地方統治に関与していたとすれば、それは「協議書」に見えるようにチャチューンサオのみであろう²⁵。このことは一世王の言辞と相反するが、その相反こそが一世王の言辞が彼の創出によることを示唆していよう。すなわち、一世王はカラーホームがチャチューンサオ

のみを支配していた現状から着想を得て、サムハブラカラーホームがかつて南部すべてを統治していたが、あるときそれを失った、という歴史を思い付いたのではないか。そうすれば建国功臣のひとりである現職のサムハカラーホームに、褒賞として地方統治の一部を任せる口実ができる。と同時に、王がプラクランからカラーホームにマレー半島を移管させたのは、プラクランの権限を削ぎ、もって大臣間の権力の均衡を取ろうとしたためでもあったのではあるまいか。

おわりに

本稿の議論をまとめておこう。

通説に反して、アユタヤ時代にカラーホームが南部の行政を管轄したことを裏付ける同時代史料は管見のかぎりでは存在しない。したがってそれを事実と見なすのは今のところ不可能である。後期アユタヤにおいて地方行政は基本的にマハータイが監督していたが、17世紀末までにはプラクランが南部の行政に関わるようになった。ただし、さらに他の部局が地方統治に関与していた可能性も残されている。17世紀末から18世紀半ばにおけるプラクランの管轄域ははっきりとしないが、少なくともテナッセリム、メルギ、ナコーンシータンマラートは確認された。トンブリー時代でもプラクランが南部を管轄した一方で、トンブリー朝が滅亡するまでにカラーホームがチャチュエンサオのみを管下に置いた可能性が高い。

1782年に一世王がラタナコーシン朝を開くと、プラクランの管轄域のうち、マレー半島をカラーホームに移管し、そのほかマハータイとプラクラン所属の地方にも若干の変更を加えた。その変更は1805年に編纂された『三印法典』所収の「官印法」に反映されている。したがって「官印法」の当該部分を無批判にアユタヤ時代の史料としては利用することは許されない。また『ラタナコーシン朝年代記』小暦1144年条にも、「協議書」とその後の変化の双方が投影されているため、注意を要する。

もとより本稿はわずかな既存の史料に基づいた考証である。新たな史料に

よって、さらに異なる見解が提示されることは十分にありうる。しかし、先行研究が依拠した史料をひとつひとつ再検討し、その議論の妥当性を問いなおす作業が依然として必要とされていることもまた確かなのである。

未公刊史料

タイ国立図書館 (NL: National Library) 写本・刻文部所蔵文書

CMH. R. I.: Cotmāihēt ratchkān thī 1. (一世王期行政文書)

以上の略号に続けて小暦年 (C.S.: Cunlasakkarāt) と分類番号を記す。

タイ語史料

“Baibōk læ cotmāihēt müang kāncanaburī (カーンチャナブリーの上申書と文書).” 1999. *Prachum phongsāwadān chabap kāncanāphisēk* (年代記集成黄金灌頂本), lem 10. Bangkok: Kōng wannakam læ prawatisāt krom sinlapākōn, pp. 167-200.

Chronicle of the Kingdom of Ayutthaya: the British Museum Version, Preserved in the British Library. 1999. Tokyo: Centre for East Asian Cultural Studies for Unesco, Toyo Bunko.

Kotmāi trā sām duan (三印法典), 5vols. 1994. Bangkok: Khrusaphā.

“Phongsāwadān krung sī ayutthayā chabap phan chanthanumāt (cōēm) (パン・チャンタスマート本アユタヤ朝年代記).” 1956. *Prachum phongsāwadān* (年代記集成), phāk thī 64. Bangkok: Rōng phim sōphonnaphipatthathanākōn.

Phrarāitchaphongsāwadān chabap phrarāitchahatthalēkhā (宸筆本王朝年代記), 2vols. 2005 (1912). Bangkok: Krom sinlapākōn.

Phrarāitchaphongsāwadān krung sī ayutthayā chabap somdet phraphonmarat wat phrachēiphon (プラチエートボン寺プラ・ボンナラット僧正本アユタヤ朝年代記). 1962. Bangkok: Samnakphim khleng wittayā.

“Rüang tang caophrayā nakhōn sīthammarāt (チャオプラヤー・ナコーンシータンマラート任命録).” 1961. *Prachum phongsāwadān*, phākthī 2. Bangkok: Rōngphim phracan.

Sinlapākōn, Krom (ed.). 1964. *Phrarāitchakamnot khrang krung sī ayutthayā læ pramuan kham athibāi thāng nitisāt somdet phracaoboromawongthā kromphrayā damrongrāchānuphāp* (アユタヤ時代の勅令およびダムロン親王による法学的解説). Bangkok. (Yim Thangsuchāt 葬式本)

Thippākōrawong, Caophrayā. 1996. *Phrarāitchongsāwadān krung rattanakōsin ratchkān thī 1*

chabap caophrayā thipphākōrawong: chabap tuakhian (ラタナコーシン朝一世王年代記:チャ
オプラーヤー・ティッパコーラウォン本写本版). Bangkok: Amarin.

欧文史料 (和訳含む)

Gervaise, Nicolas. 1688. *Histoire Naturelle et politique du royaume de Siam*. Paris: Claude Barbin.

Gervaise, Nicolas. 1989 (1688). *The Natural and Political History of the Kingdom of Siam*. Tr. by John Villiers. Bangkok: White Lotus.

La Loubère, Simon de. 1691. *Du royaume de Siam*. Amsterdam: Chaz A. Wolfgang.

La Loubère, Simon de. 1986 (1693). *The Kingdom of Siam*. Singapore, Oxford, New York: Oxford University Press.

Launay, Adrian (ed.). 1920. *Histoire de la mission de Siam, 1662-1811: documents historiques*. 2vols. Paris: P. Téqui.

Vliet, Jeremias van. 1910 (1692). "Description of the Kingdom of Siam." Tr. by L. F. van Ravenswaay. *Journal of the Siam Society*, vol. 7, pt. 1, pp. 1-108.

フリート、イレミアス・ファン1988(1692)「シム王国記」生田滋訳・注、『オランダ東インド会社と東南アジア 大航海時代叢書第Ⅱ期11』岩波書店、95-214頁。

参考文献

Akin Rabibhadana. 1969. *The Organization of Thai Society in the Early Bangkok Period, 1782-1873*. Ithaca, N.Y.: Southeast Asia Program, Dept. of Asian Studies, Cornell University.

Breazeale, Kennon. 1999. "Thai Maritime Trade and the Ministry Responsible." Kennon Breazeale (ed.), *From Japan to Arabia: Ayutthaya's Maritime Relations with Asia*. Bangkok: Toyota Thailand Foundation, pp. 1-54.

Busakorn Lailert. 1972. "The Ban Phlu Luang Dynasty 1688-1767: A Study of the Thai Monarchy during the Closing Years of the Ayutthaya Period." Ph.D. thesis, University of London.

Busakorn Lailert. 1973. "On Territorial Responsibilities of the Khunnang during the Closing Years of the Ayutthaya Period." *Bulletin of the Faculty of Arts Chulalongkorn University*, vol. 6.

Damrongrāchānuphāp, Somdet kromphrayā. 1991 (1927). "Laksana kān pokkhrōng prathēt sayām tē bōrān (古来シム国統治制度)." *Chumnum phraniphon somdet*

- kromphrayā damrongrāchānuphāp* (ダムロン親王御著作集). Bangkok: Bannakit.
- Diravat Na Pombejra. 1984. "A Political History of Siam under the Prasatthong Dynasty." Ph.D. Thesis, University of London.
- 石井米雄1999(1964)「[アユタヤ王朝年代記]考」同『タイ近世史研究序説』岩波書店、273-281頁。
- 石井米雄1999(1968)「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」同『タイ近世史研究序説』岩波書店、127-165頁。
- 石井米雄1999(1991)「ブラクラン考—「港市国家」の中核組織に関する覚書」同『タイ近世史研究序説』岩波書店、95-115頁。
- 柿崎一郎2007『物語タイの歴史 微笑みの国の真実』中央公論社。
- 川口洋史2006「ラタナコーシン朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ(民部省)を事例として—」『史林』89巻6号、63-104頁。
- 川口洋史2013『文書史料が語る近世末期タイ—ラタナコーシン朝前期の行政文書と政治—』風響社。
- Mānoph Thāwōrawatthasakun. 2004 (1993). *Khunnāng ayutthayā* (アユタヤ官僚). Bangkok: Samnakphim mahāwitthayālai thammasāt.
- Nithi Iaosīwong. 2006 (1980). *Kānmüang thai samai phra nārāi* (ナーラーイ王時代のタイ政治). Bangkok: Mathichon.
- Phūnsī Nonrī (Poonsee Nonsee (*sic*)). 1984. "Samuhanāyok læ samuhaphrakalāhōm: botbāt læ amnāt thāngdān kānmüang kānpokkhrōng nap tæ ratchasamai somdet phrabōromatrailōkanāt con sin ratchasamai somdet phrathīnang suriyāmarin (民部大臣と兵部大臣: ボーロマトライローカナート王時代からスリヤーマリン王時代における政治的・行政的な役割と権限)." M. A. Thesis, Silpakorn University.
- Sudā Phienthankōn (Suda Pearntunyakorn). 1984. "Amnāt nāthī læ botbāt khōng samuhanāyok nai samai rattanakōsin (ラタナコーシン朝における民部大臣の権限と役割)." M. A. Thesis, Chulalongkorn University.
- Sukanyā Bamrungsuk (Sukunya Bumroongsook). 1982. "Amnāt nāthī læ botbāt khōng samuhakalāhōm nai samai rattanakōsin (ラタナコーシン朝における兵部大臣の権限と役割)." M. A. Thesis, Chulalongkorn University.
- Supphattharā Kammalāphōn (Supatra Kamalaporn). 1986. "Amnāt nāthī læ botbāt khōng kōsāthibodī nai samai rattanakōsin (ラタナコーシン朝における大蔵大臣の権限と役割)." M. A. Thesis, Chulalongkorn University.

- Trī Amāṭayakun. 1962. "Phūtāēng nangsū phrarātchaphongsāwadān chabap 2 lem (二冊本『王朝年代記』の編者)." *Sinlapākōn*, vol. 5, no. 6, pp. 43-50, vol. 6, no. 1, pp. 25-34.
- Vickery, Michael. 1984. "Prolegomena to Methods for Using the Ayutthayan Laws as Historical Source Material." *Journal of the Siam Society*, vol. 72, pp. 37-59.
- Vickery, Michael. 1996. "The Constitution of Ayutthaya: an Investigation into the Three Seals Code." Andrew Huxley (ed.), *Thai Law, Buddhist law: Essays on the Legal History of Thailand, Laos, and Burma*. Bangkok: White Orchid Press, pp.133-210.
- Wales, H. G. Quaritch. 1965 (1934). *Ancient Siamese Government and Administration*. London: Bernard Quaritch.
- Winai Phongsīphan. 2004. "Kānpokkhrōng huamūang thai samai ayutthayā tōn plāi (アユタヤ時代後期におけるタイ地方行政)." Winai Phongsīphan (ed.), *Catusansanīyācān* (賞賛すべき4人の教師). Bangkok: Khanakammakān chamra parawattisāt thai krasuang watthanatham, pp. 259-292.
- Wyatt, David K. 1984. *Thailand: A Short History*. New Haven: Yale University Press.
- Wyatt, David K. 2003. *Thailand: A Short History*. New Haven and London: Yale University Press. (Second Edition)

注

- 1 本稿では「北部」「南部」を首都アユタヤ（またはバンコク）から見て北側の地域、南側の地域という意味で用いる。その地理的範囲を具体的に限定することはできないし、時とともに伸縮したであろう。今日の地理的区分を示す際には「タイ北部」「タイ南部」と記す。
- 2 Wales 1965(1934): 86-87, 113-114. 石井 [1999(1968); 1999(1992)] はウェールズの説くところを紹介する。
- 3 「官印法」に見える3部局の管轄域については石井 [1999(1968); 148-156] を参照。
- 4 柿崎 [2007: 65] はワイアットに従ったものと思われる。
- 5 南北に統治が分割される以前、マハータイが全土の文民を、カラーホームが兵士をそれぞれ管理していたという通説の妥当性については、人民編成というさらに大きな問題と関わることもあり、ここでは検討の対象としない。
- 6 石井 [1999(1968): 152-154] を参照。
- 7 Vickery 1984. Dhiravat [1984: 58-60] は何も論証していないが、結果的にこの立場を取る。

- 8 『アユタヤ朝年代記』 諸本については石井 [1999(1964)] を参照。なお *Phrarāṭchaphongsāwadān krung sī ayutthayā* という書名と、その『アユタヤ朝年代記』という和訳には問題がある。アユタヤ王国では王家が複数回交替しているため、ひとつの王朝を想起させるアユタヤ朝という和訳は適切ではない。しかも当該年代記諸本のうち4本はトンブリー朝やラタナコーシン朝の記述も含んでいる。したがって『アユタヤ朝年代記』という書名と和訳はあまりよいものとは言えないのだが、ここでは慣例にしたがった。
- 9 パラマースチット本（二冊本、ブラッドレー本）の編者と成立年代には議論がある。1840年に三世王が高僧パラマースチット親王（1790–1853年）に編纂させたものと考えられてきたが、ブラチェートポン寺ブラ・ポンナラット僧正（本名不明）が1795年以降に編纂した年代記であるという新説が呈された [Trī 1962; Cf. 石井1999(1964)]。しかしパラマースチット本が大英博物館本を参照しているのは明らかである。後者は1807年に一世王に献上されているため、前者が成立したのはそれ以後と考えなければならない。とすれば、ブラ・ポンナラットは二世王時代（1809–24年）始めには死去するので、彼が年代記を編纂するにはささか時間的に厳しいようにも思われる。
- 10 *Chronicle of the Kingdom of Ayutthaya* 1999: ff. 410v-411r. “ในศักราช ๑๐๔๘ ปีขารอัฐศกนั้น กรมการเมืองไชยขาวออกซื้อราชการเข้ามาถึงกรมพระกระลาโหม ในลักษณะนั้นว่า เจ้าพญานครศรีธรรมราชเปนขบถแย่งเมือง แลซื้อสมผู้คนเครื่องศาสตราวุธเปนอันมาก จยกเข้ามาตีหัวเมืองฝายตะวันตกทั้งปวง ได้หัวเมืองทั้งปวงแล้วจยกเข้าไปทวายกรุง อนึ่งนายสังฆมราชเจ้าเมือง นครราชสีมาซึ่งไปได้นั้น ภาสมักหักพวกออกไปตั้งอยู่ณะพรมแดนเมืองนครศรีธรรมราชแลแขวงไชยาต่อกัน แลคิดการขบถเข้าด้วยเจ้าพญานครศรีธรรมราชอีกตั้งช่องสุ่มช้วนอกทั้งปวงแลผู้คนเข้าเกลี้ยกล่อมสังฆมราชนั้นก็มาก จึงเจ้าพญาโกษาธิบดีนำเอาซื้อราชการนั้นขึ้นกราบทูลพระกรุณาให้ทราบ” Cf. *Phrarāṭchaphongsāwadān chabap phrarāṭchahathalēkhā*, vol. 2. 2005 (1912): 72-73; *Phrarāṭchaphongsāwadān krung sī ayutthayā chabap somdet phraphonnarat wat phrachētuphon*. 1962: 517.
- 11 “Phongsāwadān krung sī ayutthayā chabap phan chanthanumāt (cōēm).” 1956: 368. “ศักราช ๑๐๔๕ ปะระกษณอญจศก กรมการเมืองไชยขาวออกเข้ามาว่า นายสังข์ขมราช กับท้าวทรงกันดาล หนีออกมาอยู่ณนครศรีธรรมราช ช่องสุ่มช้วนครคิดกบฏ ครั้นตรัสทราบ”
- 12 ただし第3章で論じるように、17世紀末にはプラクランが地方統治に関与するようになっていたため、下線部（2）については事実かもしれない。
- 13 NL. CMH. R. I. C.S. 1144, no. 1, “Samnao kham prüksā rūang tang phrabōrommawongsānuwong læ khārāṭchakān cō. sō. 1144 (phō. sō. 2325).” ただしこの文書は1782年当時に作成された原本ではなく後代の写本である。さらに言えば、

ティッパーコーラウォンが参照した史料はこの写本ではなく、別の写本である。この文書史料については別に研究と訳注を用意している。

- 14 1782年8月4日日曜日。
- 15 caturamukkhasinghāsonsurīyaphimān < *Pāli*. caturamukkhasiñhāsanasuriyavimāna の直訳。
- 16 Busakorn [1973: 94] はこの部分しか英訳せず、官僚の答申を訳出していない。
- 17 たとえば、1803年に公布された「新勅令44」では、「港務省担当官 (caophanakngān krommathā)」が「コーサー」と「クラン」という、明らかに財務を担当する地方役人を任命すべきことが規定されている [Kotmāi trā sām duan, vol.5, 1994: 366]。もしクロマターがブラクランの一部局にすぎないならば、このような規定はありえないはずで、クロマターがすなわちクロム・ブラクランであったことを示している。川口 [2013] において「大蔵省」よりもより実態に近い「港務省」という語をこの役所の呼称として用いた所以である。
- 18 ラタナコーシン朝ではシャムではなくコンバウン朝ビルマの支配下にあった。
- 19 ラタナコーシン朝ではシャムではなくコンバウン朝ビルマの支配下にあった。
- 20 『ラタナコーシン朝年代記』ではランスアン、クラ、タクアパー、タクアトゥン、パンガー、カーンチャナブリー、チャイヨークが加えられており、合計19国とされている。
- 21 『ラタナコーシン朝年代記』ではカーンチャナブリーとチャイヨークはクロマターからカラーホームに移管されている。
- 22 「議政堂の閣僚」についてはとりあえず川口 [2006: 74-75] を参照されたい。
- 23 この制書は改訂のうへ、『三印法典』に「旧勅令23 (Phrarātchakamnot kao 23)」として収録されている [Kotmāi trā sām duan, vol.5, 1994: 37-43]。その際、文書の宛先としてマハータイ5箇所のうち3箇所は「議政堂の閣僚」に改められ、2箇所は条項ごと削除された。また都2箇所のうち、1箇所は「議政堂の閣僚」に、1箇所は削除された。「議政堂の閣僚」1箇所はそのままである。つまりマハータイが主であった、文書の提出先がすべて「議政堂の閣僚」に改訂されたのである。これは一世王がマハータイ、カラーホーム、クロマターに分掌させたため、それに合わせて文書の提出先をこれら3部局の大臣を含む「議政堂の閣僚」に改めたものと考えられる。その他の「旧勅令」でも「議政堂の閣僚」が文書の提出先として指定されているが [川口2006: 77, 注6]、それらもアユタヤ時代には多くがマハータイであったと思われる。また、筆者はかつてラタナコーシン朝において地方からの上申文書が「議政堂の閣僚」に宛てられていたのは、それら「旧勅令」の規定によるものと指摘したが [川口2006: 73-75]、そのよう

な書式はラタナコーシン朝にのみ当てはまり、アユタヤ後期では主としてマハータイに宛てた書式を取っていたものと推測される。

- 24 Sinlapākōn (ed.) 1964: 23-24. なお「旧勅令23」には対応する記述がない。
- 25 カラーホーム管下にあるのが1地域のみというのはマハータイ、ブラ克蘭とくらべて異質である。そのため地方行政を監督したとよりも、トンブリー時代のサムハプラカラーホーム個人に与えられた、もしくはその官職に付随した所領なのかもしれない。